

「義務付け・枠付けの第4次見直し」の際、全国市長会から内閣府に対し提案したもの（24. 7. 24）

『さらなる「基礎自治体への権限移譲」及び「義務付け・枠付けの見直し」について【提案】』（抄）

1. 農地転用許可権限の市への移譲

① 提案の概要

農地転用許可権限を市に移譲した上で市の自治事務とするとともに、これに係る国との協議を廃止して報告とし、都道府県農業会議への諮問の義務付けを廃止する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

農地転用においては、市農業委員会において農地転用許可申請を受理してから、国との協議や都道府県農業会議に対する諮問に多大な時間を要している。

また、市に主体性がないため、地域住民等が求めている総合的・一体的な土地利用を図ることができず、さらには市による主体的な農地行政等の推進が阻害されている状況となっている。

市に権限が移譲されれば、地域住民の参画の下での有効な農地利用や地域のニーズに応じたまちづくりが可能となるとともに、手続きの迅速化や二重審査・手続きの解消や、農業振興、農地行政の推進を含む総合的・一体的な土地利用が可能となる。

③ 法律名・条項番号等

農地法 第4条、第5条、第51条

農地法施行令 第7条

15. 国道・都道府県道管理権限の指定都市等への移譲

① 提案の概要

指定都市に対して直轄国道の管理権限を、また、希望する中核市に対して国道・都道府県道の管理権限を、必要な財源等とともに移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

地域内において道路の管理権限が分かれているため、一体的・効率的な道路管理が行えず、また、統一的な景観や環境に配慮した道路整備や、国道・都道府県道において下水道整備等の公共事業を行う場合、道路管理者との協議に日数を要するケースがあるなどの支障がある。

国道・都道府県道の管理権限が移譲されれば、一体的・効率的で迅速な道路管理・整備が行えるようになるとともに、スケールメリットによる経費の節減、窓口の一本化による市民サービスの向上、公共工事の進

抄の向上等を図ることができる。

③ 法律名・条項番号等

道路法 第5条第1項、第12条、第13条第1項、第15条、第16条、
第17条第1項・第2項

17. 河川管理権限の指定都市への移譲

① 提案の概要

国土保全上及び都道府県土保全上重要なものを除き、市域内で完結する河川の管理権限を指定都市に移譲するとともに、市域内を流下する直轄河川を、協議により指定都市が管理することができるようにするほか、二級河川の管理権限を指定都市に移譲する。

② 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

現在、指定都市は区域内にある国土交通大臣が指定する区間の一級河川、都道府県知事が指定する二級河川の管理権限を有しているが、指定都市域内の河川に関するすべての権限を有しないことにより、総合的・一体的な治水対策・災害対策が困難となっている。

また、二級河川の管理は、原則都道府県が行うこととなっているが、除草や浚渫等の市民要望に対し迅速な対応ができないほか、河川における親水公園化など、周辺のまちづくりと一体となった河川整備もできない状況となっている。

さらに、格上げ二級河川の占用許可においては、都道府県への申請に市の副申書を要するとともに、都道府県・市の両方で協議・手続きを要し、速やかな事務処理に支障をきたしている。

指定都市にこれら河川管理権限が移譲され、基礎自治体が自治会・町内会及び市民団体等と一体となって河川を一元的に管理することにより、効率的・効果的・総合的な治水対策・災害対策が可能となるとともに、市民からの要望に迅速に対応できるほか、下水道事業や道路事業との連携等、まちづくりと一体となった河川整備を積極的に推進することができるようになる。

③ 法律名・条項番号等

河川法 第9条、第10条、第16条の3、第59条、第100条